

リオン
グリーン調達ガイドライン

第3版



2019年4月
リオン株式会社

リオングリーン調達ガイドライン

目次

1. 目的	2
2. 基本方針	2
3. 適用範囲	2
3-1 取引先様への適用範囲	
3-2 製品への適用範囲	
3-3 部品・原材料・ユニット等への適用範囲	
4. 要求事項	2
4-1 取引先様の環境への取組みについて	
4-2 原材料、部品及び製品への要求事項	3
禁止物質および管理物質	
4-3 含有の閾値および例外について	
4-4 グリーン調達調査の流れ	5
5. 規制対象除外の特定について	6
6. 取引先様評価基準	6
7. 用語の定義	6
8. その他	8
8-1 グリーン調達ガイドラインの改定について	
8-2 機密保持	
8-3 問い合わせ先	
9. グリーン調達ガイドラインが対象とするリオングループ会社一覧	8

1. 目的

本ガイドラインはリオン及びリオングループ各社が製造する製品を構成する原材料、部品、製品に含有する化学物質について、その使用状況を把握、管理し、環境影響を及ぼす化学物質については禁止、削減を目指すことを取引先様に周知徹底し、製品が及ぼす環境負荷の低減を図ることを目的とします。

2. 基本方針

リオンは地球環境保全を目指した、環境に優しい製品を提供するために、使用する資材、サービスの調達における基本方針を以下の通り定めます。

- ・ 環境保全活動に意欲的な取組みを実践している企業との取引を優先します。
- ・ 有害化学物質を含まない、環境負荷の少ない原材料、部品、製品の使用を優先します。

3. 適用範囲

本ガイドラインの適用範囲を以下に示します。

3-1 取引先様への適用範囲

リオンブランドで販売する製品を構成する原材料、部品、製品の取引先様

3-2 製品への適用範囲

- (1) リオングループで設計・製造し、販売する製品
- (2) リオングループが第三者に設計・製造を委託し、リオンブランドで販売する製品
- (3) 第三者が設計・製造を行ったものを、リオンブランドで販売する製品

3-3 部品・原材料・ユニット等への適用範囲

- (1) 製品本体・周辺機器・ユニット等の部品及び原材料
- (2) 製品の包装材料・包装用部品
- (3) 取扱説明書類
- (4) サービスパーツ

4. 要求事項

4-1 取引先様の環境への取組みについて

取引先様における環境保全活動を次のレベルで評価させていただきます。当社が定めた禁止物質/用途について、納入部材への非含有を保証できるよう管理をお願いします。

レベルⅠ：環境マネジメントシステム ISO 14001 などの第三者認証を取得している。

レベルⅡ：第三者認証取得はないが、自社の環境保全活動として以下の三つの項目を満足している。

- ① 経営者による環境方針の策定と従業員への周知を行なっている。
- ② 環境保全活動を推進する組織および環境保全計画を有している。
- ③ 関連法規制を明確にし、管理している。

取引先様には、環境マネジメントシステム ISO 14001 の認証取得または、これに準ずる第三者認証を取得されていること(レベルⅠ)を推奨事項とさせていただきます。

認証取得が困難な取引先様におかれましては、当社が定める項目(レベルⅡ)に関する取組みの実施をお願いします。

4-2 原材料、部品及び製品への要求事項

製品を構成する原材料、部品及び製品(以下「調達品」という)への含有を規制する物質を表 1 に定め、次の管理レベルに分類します。

レベル A : 禁止物質(19 物質)

国内、海外の法令等により意図的使用が禁止されている物質。規制値のある物質についてはその法令等の除外規定を限度の範囲とします(詳細は表 1 による)。

レベル B : 管理物質

含有を禁止するものではないが、含有量を把握、管理するとともに、その使用量の低減に努める物質。

次の 1 つ以上の基準に合致するため開示の必要があると業界が判断したものの。

- a) 環境、健康、又は安全の面から重大な影響がある材料や化学物質
- b) 有害廃棄物管理を要求される可能性がある材料や化学物質
- c) 使用済み製品処理に悪影響を及ぼす可能性のある材料や化学物質

chemSHERPA*1 で定める対象化学物質でレベル A 以外の化学物質をレベル B とします。その他の適用法令に関連する管理物質については、適宜追加することがあります。

*1 : chemSHERPA は「ケムシェルパ」と読み、製品含有化学物質の情報伝達共通の体系のこと。

4-3 含有の閾値および例外について

含有の閾値および例外については chemSHERPA に準じます。

表 1 禁止物質リスト

リオン基準	No.	化学物質(群) [*2]	関連する主な法規制等	閾値レベル [*4]
レベル A 禁止物質	1	ビス(トリブチルスズ)=オキシド(TBTO)	化審法[*3](第 1 種特定)	—
	2	トリブチルスズ類(TBT 類)トリフェニルスズ類(TPT 類)	化審法(第 2 種特定)	—
	3	ポリ塩化ビフェニール類(PCB 類)	化審法(第 1 種特定) EU 指令	—
	4	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が 3 以上)	化審法(第 1 種特定)	—
	5	短鎖型塩化パラフィン(炭素鎖長 10~13)	化審法(第 1 種特定)	—
	6	アスベスト類	労安法(特定化学物質)	—
	7	アゾ染料・顔料(特定アミンを形成するもの)	化審法(第 1 種特定)	—
	8	オゾン層破壊物質	オゾン層保護法	クラス I : — クラス II HCFCs : 1000ppm 以下
	9	放射性物質	原子炉等規制法	—
	10	カドミウム及びその化合物	EU 指令(RoHS その他)	100ppm 以下
	11	六価クロム化合物		1000ppm 以下
	12	鉛及びその化合物		1000ppm 以下
	13	水銀及びその化合物		1000ppm 以下
	14	ポリ臭化ビフェニール類(PBB 類)		1000ppm 以下
	15	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類)		1000ppm 以下
	16	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル (DEHP)		1000ppm 以下
	17	フタル酸ブチルベンジル (BBP)		1000ppm 以下
	18	フタル酸ジ-n-ブチル (DBP)		1000ppm 以下
	19	フタル酸ジイソブチル (DIBP)		1000ppm 以下

*2 : 金属にはその合金を含む

*3 : 化審法(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律)

*4 : 閾値は[7.用語の定義] 参照。

閾値レベルの数値は、

レベル A(禁止物質) : 素材に含まれる指定化学物質の質量を素材全体の質量で割ったもの

4-4 グリーン調達調査の流れ

前項の要求事項に基づいたグリーン調達調査の流れについて図1に示します。

当社より取引先様へ部材含有化学物質調査マニュアル及び規制物質含有調査ファイル(chemSHERPA フォーマット)を送付いたします。当社に納入いただいている原材料、部品、及び当社の製品に組込む製品について、必要に応じて取引先様がさらに「上流のお取引先」に調査を実施いただき回答をお願いします。

- ・ chemSHERPA フォーマット
(遵法判断情報は必須入力、成分情報は当社依頼時入力)

事業・業界の状況に応じ、上記と異なる対応をお願いすることがあります。
当社依頼部門からの指示にて対応ください。

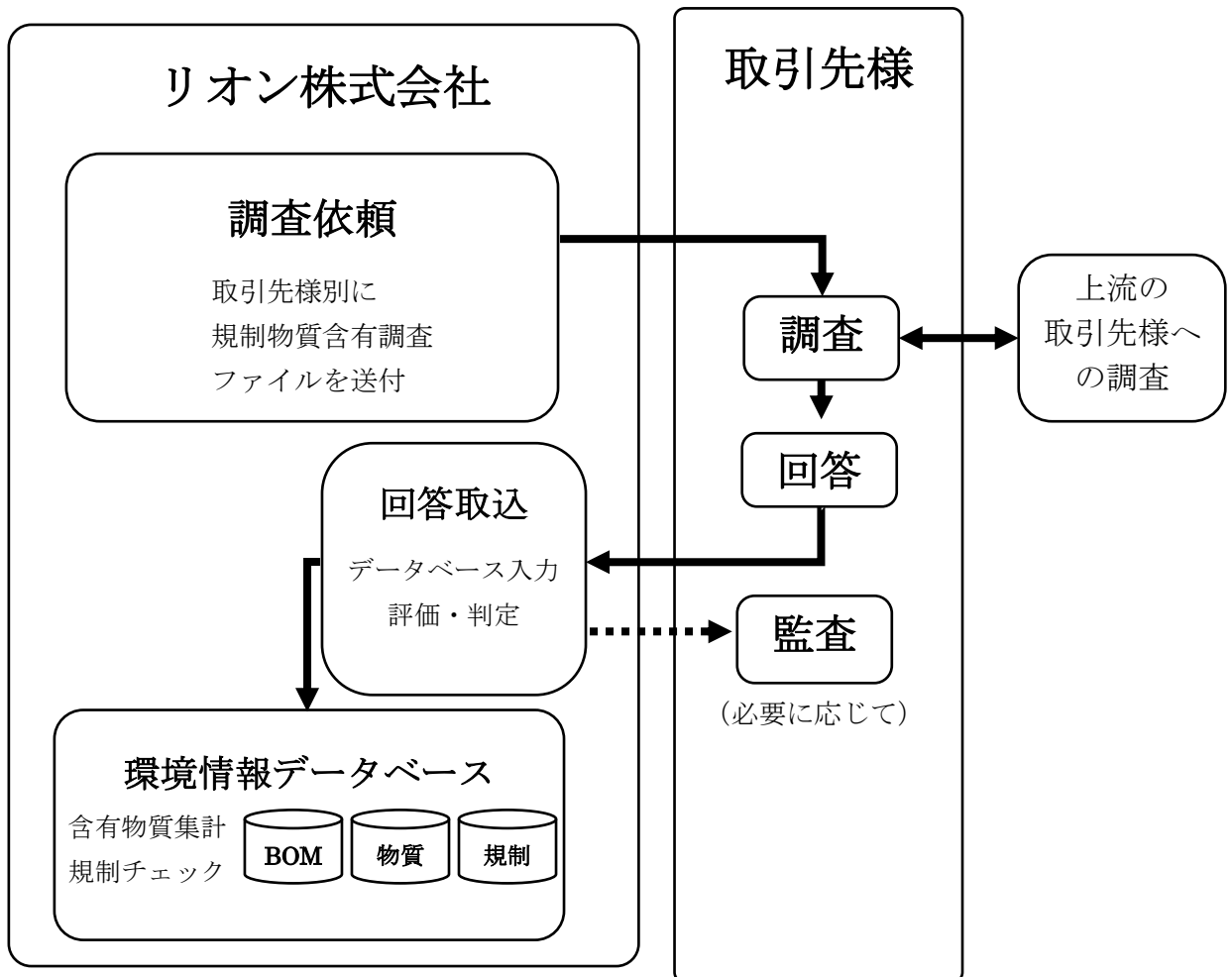


図1 グリーン調達調査の流れ

5. 規制対象除外の特定について

製品を上市する対象地域の法規制を逸脱しない限り、製品を構成する調達品が規制有害化学物質を含有する場合において、機器の機能に必要な不可欠な調達品であり、且つ非含有又は他の物質への代替が困難であると判断できる場合は、当該調達品を規制対象除外に特定します。

6. 取引先様評価基準

取引先様に対する当社の評価は、評価の指標として従来からの品質(Q)、価格(C)、納期(D)に、グリーン調達に関する環境(E)の指標を加えて評価させていただきます。

環境(E)の評価指標は、環境保全調査と規制物質含有調査の対応により評価させていただきます。

7. 用語の定義

グリーン調達を理解いただくために、主な用語について解説します。

【chemSHERPA】

chemSHERPA は「ケムシェルパ」と読み、新しい製品含有化学物質の情報伝達共通の体系のこと。経済産業省が 2015 年 10 月からスタートさせた。

【SDS】

安全データシート。Safety Data Sheet の略。労働安全衛生法、化学物質管理促進法(PRTR 法)、毒物及び劇物取締法で SDS の提供が義務付けられている。グリーン調達調査のための対象化学物質の情報が必ずしもすべて含まれているわけではない。

【ppm】

Part per million の略。100 万分の 1 の意味。100 万分の 1 単位で、含有率・濃度を表すものに使われる。1kg の材料に対してその化学物質が 1mg 含有されるときは、1ppm となる。

【閾値(いきち、しきいち≒許容値)】

数値を判定する境界のこと。含有／非含有のこと。グリーン調達調査という閾値は、調査回答を求める化学物質含有量の下限值。

一般には、含有量が閾値以下の場合、含有に関する回答は不要です。

【意図的添加】

特定の特性、外観、または品質をもたらすために継続的な含有が望ましい場合に、製品または部品の形成時に故意に使用すること。不純物は意図的添加としては扱わない。

【不純物】

意図せずに含まれてしまう化学物質のこと。天然素材中に含有され工業材料としての精製過程で技術的に除去しきれない物質または合成反応の過程で生じた技術的に除去しきれない物質をいう。

【含有】

部品・材料・製品中に成分・内容物として化学物質が含まれていることをいう。自然に含まれる化学物質(不純物)や、一般の工業的な精製段階において残ってしまうもの(不純物・残留溶剤・未反応モノマー等の残留物)が含まれている場合も含有しているとする。ただし、これらの不純物・残留物に関しては含有であるが、運用上で国内外の法規上問題になる場合を除いて、技術的に予測できる値が無い場合や小さすぎて含有量の情報が得られない場合は、含有しないとする。

【グリーン調達】

一般的には企業が製品・部品等に使用する部品・材料を調達する際に、環境負荷の少ないものを優先して調達したり、そのような配慮をしている企業から優先して調達するという動きのことを広くグリーン調達と呼んでいる。

【サプライチェーン】

本来サプライチェーンとは一般的には、供給者から消費者までを結ぶ、開発・調達・製造・配送・販売までの一連の業務のつながりをいう。グリーン調達調査では、最終製品の製造までをいい、サプライチェーンには、原材料化学物質メーカー、成型・加工メーカー、部品メーカー、部品を組み立てるメーカー、最終製品メーカー等が関係している。

【使用部位】

使用部位とは部品の構成部位の中で調査対象化学物質を含有している部位のこと。使用部位は、部品名、部品中の要素名等特定が難しいことがあり、納入仕様書、図面、調達先での分類、一般的分類に従い調査先が必要に応じて調査元との協議の上、判断する必要がある。

8. その他

8-1 グリーン調達ガイドラインの改定について

この「リオングリーン調達ガイドライン」は新たな法律の制定や社会情勢により予告なく改定する場合があります。

8-2 機密保持

機密保持が必要な場合は、別途ご連絡ください。

8-3 問合わせ先

グリーン調達ガイドラインに関する問合わせは以下にお願いします。

リオン株式会社 資材・製品管理部 購買課
TEL 042-359-7811, -7812

9. グリーン調達ガイドラインが対象とするリオングループ会社一覧

会社名	所在地
リオン株式会社	東京都国分寺市東元町 3-20-41
リオン金属工業株式会社	東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎 1323-1
九州リオン株式会社	福岡県福岡市博多区冷泉町 5-18
リオンサービスセンター株式会社	東京都八王子市兵衛 2-22-2
リオンテクノ株式会社	東京都八王子市兵衛 2-22-2